

広島地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(下関税務署長)

令和2年3月18日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	山本 洋一郎 菅野 直樹 徳永 慎一
同補佐人税理士	福田 幸徳
被告	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
同指定代理人	増原 英司 山西 浩仁 川合 康之 岡本 一彦 高木 俊之 安藤 直人 新島 万寿夫
処分行政庁	下関税務署長 細川 俊行

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 下関税務署長が平成27年5月27日付けで原告に対してした原告の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額216万6119円を超える部分、納付すべき税額27万8600円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 下関税務署長が平成27年5月27日付けで原告に対してした原告の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額マイナス2億2292万1791円を超える部分、翌期へ繰り越す欠損金額2億2292万1791円を超えない部分の賦課決定処分を取り消す。

- 3 下関税務署長が平成27年5月27日付けで原告に対してした原告の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度の復興特別法人税の更正処分のうち、課税標準法人税額32万4000円を超える部分、納付すべき税額3万2200円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 4 下関税務署長が平成27年5月27日付けで原告に対してした原告の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税につき納付すべき税額422万5900円を超える部分、地方消費税につき納付すべき地方消費税額105万6400円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 5 下関税務署長が平成27年5月27日付けで原告に対してした原告の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税につき納付すべき税額マイナス283万0130円を超える部分、地方消費税につき納付すべき地方消費税額マイナス70万7532円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 6 下関税務署長が平成27年5月27日付けで原告に対してした原告の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度以降の法人税の青色申告の承認の取消処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

原告は、B株式会社（以下「B」という。）との間でマンション建築工事の請負契約を締結するために、第三者との間でコンサルタント契約を締結し、同契約に基づいて情報の提供を受け、対価として金員を支払ったとして、当該金員を本件各工事の完成工事原価として損金に算入したところ、原処分庁は、これを否認し、法人税等に係る更正処分及び重加算税賦課決定処分を行った。

本件は、原告が、前記各処分は違法であると主張して、その取消しを求める事案である。

2 関係法令等の定め

関係法令等の定めは、別紙のとおりである。

3 前提事実（当事者間に争いが無い、後掲の証拠（枝番のあるものは、特に記載のない限り、各枝番を含む。以下、同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 原告は、土木建築工事の設計施工監理及び請負業務等を目的とする株式会社である。原告の代表取締役は、平成14年3月11日から平成26年6月10日までは乙、同日以降は甲である。（乙1）

(2) 原告は、Bとの間で複数のマンション建築工事の請負契約を締結したところ、そのうち、平成25年3月期及び平成26年3月期（以下「本件各事業年度」という。）において完成した各工事請負契約の概要は、以下のとおりである。

ア 原告は、Bとの間で、平成23年6月14日、工事名「C新築工事」について、請負代金5億610万円（税込金額）、平成23年7月1日着工、平成24年10月31日完成の約定で、工事請負契約を締結した（乙2。以下、当該契約に係る工事を「本件C工事」という。）。

イ 原告は、Bとの間で、平成23年9月16日、工事名「(仮称)D新築工事」について、請負代金6億4260万円（税込金額）、平成23年10月1日着工、平成25年2月28日完成の約定で、工事請負契約を締結した（乙3。以下、当該契約に係る工事を「本

件D工事」という。)

ウ 原告は、Bとの間で、平成24年6月15日、工事名「E新築工事」について、請負代金13億1250万円（税込金額）、平成24年6月15日着工、平成25年12月31日完成の約定で、工事請負契約を締結した（乙4。以下、当該契約に係る工事を「本件E工事」といい、本件C工事及び本件D工事と併せて「本件各工事」という。)

(3) 原告は、本件C工事につき平成23年4月11日付け、本件D工事につき同年6月30日付け、本件E工事につき平成24年3月30日付けで、いずれも、株式会社Fがコンサルタント業務を提供し、原告がコンサルタント業務費を支払う旨のコンサルタント業務契約書を作成した（以下、各契約書を併せて「本件各契約書」という。)

本件各契約書には、いずれも、株式会社Fが、本件各工事に関する土木建築工事の紹介及びあっ旋、土木建築工事に関する情報の提供並びに請負契約締結に至るまでの監理及び助言・報告を行うこと、原告が、コンサルタント業務費として、建築工事請負契約金の2.5%を同請負契約の締結後に支払うことが記載されているが、消費税の取扱いに係る記載は存しない。

(甲2ないし4)

(4) 原告が本件各契約書に基づいて支出したとする各コンサルタント業務費について（以下、各金員を併せて「本件各金員」という。）、経理処理の概要は、以下のとおりである。

ア 原告は、平成23年6月20日、本件C工事に係るコンサルタント業務費として、額面を1205万円とする小切手を振り出した。同小切手は、原告名義で裏書された上、同日、株式会社G銀行本店営業部に開設された原告名義の当座預金口座から現金で出金された。（乙5、6）

原告は、前記コンサルタント業務費の支出について、株式会社F作成の領収金額1205万円の平成23年6月20日付け領収書を保管していた（乙7）。

イ 原告は、平成23年9月30日、本件D工事に係るコンサルタント業務費として、額面を1530万円とする小切手を振り出した。同小切手は、原告名義で裏書された上、同日、原告名義の前記預金口座から現金で出金された。（乙8、9）

原告は、前記コンサルタント業務費の支出について、株式会社F作成の平成23年9月30日付け領収書（但し、領収金額欄に「¥15,3000,000」と記載されたもの）を保管していた（乙10）。

ウ 原告は、本件E工事に係るコンサルタント業務費として、平成24年6月29日額面1300万円、同年7月10日額面1750万円の各小切手を振り出した。同各小切手は、いずれも原告名義で裏書された上、前記各振出日の当日、原告名義の前記預金口座から現金で出金された。（乙11ないし14）

原告は、前記コンサルタント業務費の支出について、株式会社F作成の領収金額3050万円の領収書（但し、作成日欄が空欄のもの）を保管していた（乙15。以下、前記ア及びイの各領収書と併せて「本件各領収書」という。)

(5) 原告が本件各金員を計上した各完成工事原価（以下「本件各工事原価」という。）について、その経理処理の概要は、以下のとおりである。

ア 原告は、本件C工事に係るコンサルタント業務費を支出したとして、借方科目を未成

工事支出金、貸方科目を当座預金、取引金額を1205万円、取引先名を株式会社F、明細費目を雑費とする平成23年6月20日付けの会計伝票を起票した。原告は、同会計伝票に基づいて、前記取引金額を未成工事支出金勘定に計上した上、本件C工事の完成日の属する事業年度の末日である平成25年3月31日付けで完成工事原価の雑費勘定に振り替えることにより、平成25年3月期の所得の金額の計算上、前記取引金額を損金の額に算入した。(乙16、20)

イ 原告は、本件D工事に係るコンサルタント業務費を支出したとして、借方科目を未成工事支出金、貸方科目を当座預金、取引金額を1530万円、取引先名を株式会社F、明細費目を雑費とする平成23年9月30日付けの会計伝票を起票した。原告は、同会計伝票に基づいて、前記取引金額を未成工事支出金勘定に計上した上、本件D工事の完成日の属する事業年度の末日である平成25年3月31日付けで完成工事原価の雑費勘定に振り替えることにより、平成25年3月期の所得の金額の計算上、前記取引金額を損金の額に算入した。(乙16、21)

ウ 原告は、本件E工事に係るコンサルタント業務費を支出したとして、①借方科目を資金諸口、貸方科目を当座預金、取引金額を1750万円、取引先名を株式会社F、明細費目を雑費とする平成24年7月10日付けの会計伝票、②借方科目、貸方科目、取引先名及び明細費目については前同様で、取引金額を1300万円とする同日付けの会計伝票を起票した。また、原告は、③借方科目を未成工事支出金、貸方科目を資金諸口、取引金額を3050万円、取引先名を株式会社F、明細費目を雑費とする同日付けの会計伝票を起票した。原告は、前記③の会計伝票に基づいて、前記取引金額(3050万円)を未成工事支出金勘定に計上した上、本件E工事の完成日の属する事業年度の末日である平成26年3月31日付けで完成工事原価の雑費勘定に振り替えることにより、平成26年3月期の所得の金額の計算上、前記取引金額を損金の額に算入した。(乙16、22・1ないし3頁)

(6) ア (ア) 原告は、処分行政庁である下関税務署長に対し、平成25年5月31日、以下の申告書類を提出した(甲53、乙23、25、26)。

- a 平成25年3月期の法人税の確定申告書
- b 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの課税事業年度の復興特別法人税確定申告書
- c 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の確定申告書

(イ) 原告は、処分行政庁である下関税務署長に対し、平成26年5月30日、以下の申告書類を提出した(甲53、乙24、27)。

- a 平成26年3月期の法人税の確定申告書
- b 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの課税期間(以下、前年度の課税期間と併せて「本件各課税期間」という。)の消費税等の確定申告書

イ 下関税務署長は、原告に対する税務調査を実施した上、平成27年5月27日、原告が計上した本件各工事原価は、いずれも架空の契約に基づく架空の工事原価であり、本件各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することはできないとして、

- ① 別表1-1の「更正処分等」欄記載の法人税更正処分（以下「本件各法人税更正処分」という。）、
- ② 別表1-2の「更正処分等」欄記載の復興特別法人税更正処分（以下「本件復興特別法人税更正処分」という。）をするとともに、
原告が隠蔽ないし仮装に基づく過少申告をしたとして、
- ③ 原告の平成25年3月期以降の青色申告承認を取り消し（以下「本件青色申告承認取消処分」という。）、
- ④ 別表1-1の「更正処分等」欄記載の法人税に係る重加算税賦課決定処分（以下「本件法人税賦課決定処分」という。）、
- ⑤ 別表1-2の「更正処分等」欄記載の復興特別法人税に係る重加算税賦課決定処分（以下「本件復興特別法人税賦課決定処分」という。）をした。
また、下関税務署長は、前同日、架空の工事原価である本件工事原価の消費税等に相当する額について消費税法30条1項の規定を適用することはできないとして、
- ⑥ 別表1-3の「更正処分等」欄記載の消費税等更正処分（以下「本件各消費税等更正処分」という。）をするとともに、
原告が隠蔽ないし仮装に基づく過少申告をしたとして、
- ⑦ 別表1-3の「更正処分等」欄記載の消費税等に係る重加算税賦課決定処分（以下「本件各消費税等賦課決定処分」という。）をした。
(乙28ないし33。以下、前記の各処分の総称として、次の略称を用いる。)

本件各法人税更正処分、本件復興特別法人税更正処分及び本件各消費税等更正処分
「本件各更正処分」

本件法人税賦課決定処分、本件復興特別法人税賦課決定処分及び本件各消費税等賦課決定処分
「本件各賦課決定処分」

本件各更正処分、本件各賦課決定処分及び本件青色申告承認取消処分
「本件各処分」

ウ 原告は、本件各処分を不服として、下関税務署長に対し、平成27年7月23日付けで、その全部の取消しを求めて異議申立てをした。下関税務署長は、同年10月20日付けで、原告の異議申立てをいずれも棄却した。

原告は、前記棄却決定を不服として、平成27年11月16日、本件各処分の全部の取消しを求めて、国税不服審判所長に対し、審査請求をした。国税不服審判所長は、平成28年10月17日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却した。

(甲1、乙34)

エ 原告は、平成29年4月20日、本件各処分の全部の取消しを求めて、本件訴訟を提起した(当裁判所に顕著な事実)。

4 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の主要な争点は、

- ① 全体に関するものとして、被告は、本訴において、国税不服審判所長が前記裁決で認定した事実に反する主張をすることができるか(争点1)、
- ② 本件各更正処分の取消請求に係るものとして、本件各金員は、本件各事業年度にお

る原告の所得の金額の計算上、損金の額に算入されないか（争点2）、

- ③ 本件各消費税等更正処分の取消請求に係るものとして、消費税法30条7項の適用に関し、原告が本件各課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存していなかったか（争点3）、原告が災害その他やむを得ない事情により前記帳簿及び請求書等を保存することができなかったか（争点4）、
- ④ 本件各賦課決定処分及び本件青色申告承認取消処分の取消請求に係るものとして、原告が、「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」（国税通則法68条1項）、或いは、「取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して」（法人税法127条1項3号）、本件各事業年度に係る帳簿書類に記載し、これに基づいて納税申告書を提出したか（争点5）、
- の諸点であるところ、これらに関する当事者の主張は、以下のとおりである。

(1) 争点1について

【原告の主張】

国税不服審判所は国税庁の附属機関であって、国税庁の外部にある第三者的審査裁決機関ではなく、国税不服審判所長による裁決は、行政内部における最終的な判断というべきである。したがって、その裁決における判断は、裁決に係る事件が訴訟になった場合には、被告が行う主張に対する拘束力を有すると解すべきであるから、被告は、本訴において、国税不服審判所長が前記裁決で認定した事実と反する主張をすることができない。

【被告の認否反論】

原告の主張は、争う。

原処分を維持した裁決の結果に不服があるとして提起された処分の取消請求訴訟において、被告が当該処分の適法性を根拠付けるためにする主張が、裁決の理由中の判断と同一でなければならないと解すべき根拠はなく、被告は、本訴において、国税不服審判所長が前記裁決で認定した事実と反する主張をすることができる。

(2) 争点2について

【被告の主張】

ア（ア）内国法人の所得金額の計算上、損金の額に算入することができる支出は、当該法人の業務の遂行上必要と認められるものに限られるのであり、当該法人の支出のうち、使途の確認ができず業務との関連性が明らかでないものについては、損金の額に算入することができない。

また、損金の額については被告が立証責任を負うが、更正処分時に存在し、又は提出された資料等を基に判断して、当該支出を損金の額に算入することができないことが事実上推認できる場合は、費用等の支出を主張する側において、この推認を破る程度の具体的な立証、すなわち、当該支出と業務との関連性を合理的に推認させるに足りる具体的な立証を行う必要があるが、そのような立証に奏功しない限り、当該支出の損金の額への算入は否定されるべきである。

（イ）原告は、丙との間で、本件各工事に係るコンサルタント業務契約を締結し、これらコンサルタント業務契約に基づいて、丙から役務の提供を受け、その対価として丙に本件各金員を支払った旨を主張するが、原告が作成し保管していた帳簿書類上は、本件各工事に係るコンサルタント業務契約を締結した相手方は株式会社Fであり、同

社に対して役務の対価である本件各金員を支払ったとされている。

したがって、原告において、そうした帳簿書類の記載に反し、本件各金員が本件各工事の必要経費に該当する旨を主張する以上、本件各金員の支出と業務との関連性を合理的に推認させるに足りる具体的な立証を行うべきであり、そのような立証に奏功しない限り、本件各金員の支出が業務の遂行に必要であったと認めることはできず、本件各金員を損金の額に算入することは許されないというべきである。

イ 本件各契約書において、コンサルタント業務契約の相手方として株式会社Fの記載があるが、原告が、同社との間で本件各工事に係るコンサルタント業務契約を締結し、これらコンサルタント業務契約に基づき、同社から役務の提供を受け、その対価として同社に本件各金員を支払った事実はない。

ウ 原告は、丙との間で本件各工事に係るコンサルタント業務契約を締結し、これらコンサルタント業務契約に基づき、丙から役務の提供を受け、その対価として丙に本件各金員を支払った旨を主張するが、これを裏付けるべき証拠はなく、本件各金員の支出と業務との関連性を合理的に推認させるに足りる立証がされたとはいえない。かえって、以下に述べるところによれば、原告が、丙から役務の提供を受け、その対価として丙に本件各金員を支払った事実は、いずれも認められないというべきである。

したがって、本件各金員の支出は、原告の業務との関連性が明確でなく、原告の業務の遂行上必要であったと認められないから、本件各金員を損金の額に算入することはできない。

(ア) B発注のマンション建築工事について、建築業者の選定過程をみると、①本件各工事においてマンション設計及び工事の施工監理を担当した株式会社H（以下「H」という。）が、Bからの受注歴がある建築業者等に参加を募って現場説明会を開催し、その後建築業者から見積書の提出を受ける、②現場説明会に参加する建築業者に対しては、事前にマンション建築工事に係る工事概要が伝えられ、現場説明会において、現場説明事項書や図面等の資料が配布され、より詳細な工事概要が説明される、③その後、Hは、予め、マンション工事の設計ないし仕様を変更するなどして減額可能額を試算し、Bと協議を行った上、前記のとおり見積書を提出した建築業者のうち、見積額が低額であった1社ないし数社に対し、変更した設計ないし仕様を示すとともに、Bが予定した工事予算額を伝えるなどして、再見積りを依頼する、④建築業者から再見積りの提出を受けた後、Hと建築業者との間で、さらに設計ないし仕様変更を重ねた上で、減額交渉が行われる、⑤以上の結果、建築業者が工事予算額を下回る見積額を提示できた場合に、当該建築業者に対して工事が発注されるという流れとなる。

以上のとおり、原告が丙から提供されたという情報のうち、本件各工事に係る工事概要に関する情報は、現場説明会の前後に建築業者に対して提供される情報と何ら異なるものでなく、原告が、高額な対価を支払ってまで、丙からそうした情報を得るメリットはない。

また、原告は、丙から、Bが予定した本件各工事の工事予算額について情報提供を受けたと主張するが、当該情報にせよ、前記③のとおり、建築業者に対して再見積りを依頼する際にHから提供されるものであって、あえて丙から情報提供を受ける必要がない

ことは、前同様であるし、本来、社外秘として扱われる工事予算額を丙が容易に入手できたとは考えられず、そのような丙の情報提供があったことを裏付けるべき客観的な資料も存しない。

- (イ) 本件各工事の規模や内容に照らし、仮にこれらに係るコンサルタント業務契約を締結するのであれば、当事者間で事前に協議し、合意内容を詰めておくべき事項は相当多岐にわたると予想され、契約締結に当たっても、そうした合意内容を確定し疑義のないものとするべく、契約書を作成するのが通常である。それにもかかわらず、原告は、特段の事情もないのに、本件各工事に係るコンサルタント業務契約の締結時点で契約書を作成することをせず、事後に作成された本件各契約書にも、通常の契約書作成では考えられないような不備が多々みられる。
- (ウ) 丙が原告に対して本件各工事に係る情報を提供したのであれば、その過程において、丙と原告担当者との間で種々の書面等が作成されるはずであるが、本件において、そうした丙の活動を裏付けるべき書面等は、証拠提出されていない。
- (エ) 原告は、株式会社Fの代理人と称する丙との間で、本件各工事に係るコンサルタント業務契約を締結したと主張するが、乙は、契約締結に際し、丙が同社の代理権を有することについて特段の調査をしておらず、通常の契約締結ではあり得ない態度というべきである。
- (オ) 本件各金員の支出についても、丙から原告に対して請求書が作成されておらず、本件各金員の支出に係る小切手の換金経緯等も不自然であること、本件各金員の支出に際し作成されたという本件各領収書についても、作成経緯や記載内容に不自然な点があることを指摘できる。加えて、本件各金員を受領したとする丙において、一旦これを第三者(丁)に全額交付した上で、その一部の金員のみ受領した旨の不合理的な経緯を供述しており、原告が丙に本件各金員を支払った事実自体が存在しないというべきである。

また、仮に本件各金員の支払自体は否定できないとしても、前記のとおり、その具体的な用途を確認することができない以上、本件各金員が本件各工事に係るコンサルタント契約に基づく対価として支払われたということはできない。

【原告の認否反論】

ア 前記【被告の主張】アのうち、法人の支出のうち、用途の確認ができず業務との関連性が明らかでないものを損金の額に算入することができないこと、損金の額については被告が立証責任を負うことは認めるが、その余は争う。

原告が主張するコンサルタント業務契約は、原告の帳簿書類に記載のあるコンサルタント業務契約と、締結日、場所、役務の内容及び対価において同一であり、異なるのは相手方のみであるから、被告の立論に拠ったとしても、処分行政庁において、更正処分時に存在し、又は提出された資料等を基に判断して、原告が、丙との間で本件各工事に係るコンサルタント業務契約を締結し、これらコンサルタント業務契約に基づいて、丙から役務の提供を受け、その対価として丙に本件各金員を支払った事実を認定することは、十分に可能であったというべきである。

イ 前記【被告の主張】イのうち、原告がFから役務の提供を受け、その対価として同社に本件各金員を支払った事実がないことは、認める。

ウ 前記【被告の主張】ウのうち、原告が、丙から役務の提供を受け、その対価として丙に本件各金員を支払った事実がないとの点は、否認する。

(ア) 原告は、丙から株式会社Fから代理権を授与されている旨の説明を受け、そのように誤信して本件各契約書を作成し、その内容に従って経理処理を行った。その後丙が同社から代理権を授与されていなかったことが判明したが、民法117条1項の法意に照らし、本件各工事に係るコンサルタント業務契約の効果は丙に帰属するから、結局、これらコンサルタント業務契約の相手方として権利義務を有するのは、丙である。

(イ) 丙は、本件各工事に係るマンションの建築所在地等の工事概要等やBが予定した工事予算額といった、建築業者が本来入手することのできない情報を、Bの会長の実弟である戊から入手し、原告に対して提供した。そのような丙の活動が存在したことは、本件各契約書が存在すること、原告が、本件各工事の受注に際し、丙から提供された情報に基づいて見積額を順次減額させたこと、丙からの情報提供を記録化した書類が存在すること等から、明らかである。

原告は、丙から本件各工事の工事概要等を知らされたことにより、早期に、現場対策の検討や経費の削減、工事資金の手当、工期の把握、人員配置、下請業者及び納品業者の確保等を行うことができたのであり、また、丙から工事予算額に関する情報提供を受けたことによって、減額交渉に際しHからの示唆の当否を検証することができ、本件各工事の受注による原告の利益が最大となるような見積額を提示することができた。

(ウ) 原告は、本件各工事に係るコンサルタント契約に基づき、丙から情報提供を受け、本件各工事の受注に成功したことから、その対価として、丙に本件各金員を支払った。本件各金員の支払については、これに副う本件各領収書が存在すること、本件各金員が原告名義の前記預金口座から現金で出金された後、丙に支払われることなく何らかの形で費消ないし蓄財されたことを窺うべき証拠もないこと等から、十分裏付けられる。

(エ) 以上のとおり、原告は、丙から本件各工事に関する役務の提供を受け、その対価として本件各金員を支払ったのであるから、本件各金員の支出と業務との関連性があることは明らかであり、少なくとも関連性がないとの被告の立証に対する反証には奏功している。

(3) 争点3について

【被告の主張】

前記(2)【被告の主張】のとおり、丙が原告に対して役務を提供した事実はないから、その対価とされる本件各金員の支出に係る課税仕入れは存在しない。

また、原告の帳簿及び本件各領収書に記載された株式会社Fは、実在しない架空の法人である。

以上のとおり、原告の帳簿は、本件各工事原価について、課税仕入に係る相手方の氏名又は名称に係る真実の記載を欠いており、また、原告が保存する本件各領収書は、課税資産の譲渡等の相手方の氏名又は名称に係る真実の記載を欠くものであるから、原告は、本件各課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存していない(消費税法30条7項本文)と認められる。

【原告の認否反論】

【被告の主張】は、否認ないし争う。

前記（２）【原告の認否反論】ウ（ア）のとおり、原告は、丙が、本件各工事に係るコンサルタント業務契約の相手方である株式会社Fから代理権を授与されていると誤信し、これらコンサルタント業務契約を締結の上、丙から役務の提供を受け、その対価として丙に本件各金員を支払い、その内容に従って経理処理を行ったが、その後丙が株式会社Fから代理権を授与されていなかったことが判明したことから、本件各工事に係るコンサルタント業務契約の効果は丙に帰属した。

以上のとおり、原告の帳簿及び請求書等に記載された相手方の氏名又は名称と、実際に原告との間で本件各工事に係るコンサルタント業務契約を締結して役務を提供し、本件各金員を受領した相手方の氏名又は名称が異なったのは、民法117条1項の適用の結果にすぎないのであって、原告が、帳簿及び請求書等の相手方の氏名又は名称について、真実の記載を欠いたとはいえず、本件各課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存していないとは認められない。

（４）争点４について

【原告の主張】

前記（３）【原告の認否反論】のとおり、原告の帳簿及び請求書等に記載された相手方の氏名又は名称と、実際に原告との間で本件各工事に係るコンサルタント業務契約を締結して役務を提供し、本件各金員を受領した相手方の氏名又は名称が異なったのは、丙が株式会社Fから代理権を授与されている旨の虚偽説明をし、かつ、同社から追認を得られなかったためであって、何ら原告の責に帰すべき事由はないから、原告が帳簿及び請求書等に真実の相手方の氏名又は名称を記載することができなかったことについては、災害その他やむを得ない事情（消費税法30条7項但書）があるというべきである。

【被告の認否反論】

原告の主張は、争う。

消費税法30条7項但書は、帳簿及び請求書等を保存することができなかった場合に、一定の要件のもとに仕入税額控除を認める規定であって、原告主張のように、実際に事業者において保存されていた帳簿及び請求書等が相手方の氏名又は名称に係る真実の記載を欠いている場合について仕入税額控除を認める規定ではない。

また、原告が、丙から役務の提供を受け、その対価として丙に本件各金員を支払った事実は、いずれも認められないことは、前記（２）【被告の主張】のとおりである。

したがって、原告が帳簿及び請求書等帳簿及び請求書等に真実の相手方の氏名又は名称を記載することができなかったことについて、災害その他やむを得ない事情があるとはいえない。

（５）争点５について

【被告の主張】

前記（２）【被告の主張】のとおり、原告が、丙から役務の提供を受け、その対価として丙に本件各金員を支払った事実は存在せず、本件各金員を計上した本件各工事原価は架空の工事原価であつたにもかかわらず、原告は、あたかも株式会社Fから役務の提供を受け、その対価として同社に本件各金員を支払ったかのように装い、内容虚偽の本件各契約書及

び本件各領収書を作成し、これに基づいて、本件各事業年度の総勘定元帳に架空の本件各工事原価を費用として計上するなどの経理処理をした。

したがって、原告は、「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」（国税通則法68条1項）、或いは、「取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して」（法人税法127条1項3号）、本件各事業年度に係る帳簿書類に記載し、これに基づいて納税申告書を提出したというべきである。

【原告の認否反論】

被告の主張は、否認ないし争う。

前記（2）【原告の認否反論】のとおり、原告は、本件各工事に係るコンサルタント業務契約に基づき、丙から役務の提供を受け、その対価として丙に本件各金員を支払ったのであり、また、前記（3）【原告の認否反論】に指摘したところによれば、少なくとも原告が故意に事実を隠蔽又は仮装したとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

証拠（全体に関するものとして、証人丙及び証人乙。個別の認定に関するものは、後掲する。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) B発注のマンション建築工事について、建築業者への発注過程をみると、概ね以下のとおりであった（甲49、52、乙38、39、48、56、66、67）。

ア Bは、マンション建築を計画した場合、予定地として複数の候補を検討した上、Hに打診する。Hは、Bとともに候補地の現地確認を行い、建築すべきマンションの戸数等から収支計画を立て、資料を作成してBに提出する。Bは、これらを精査の上、マンション建築予定地を決定して購入する。

Hは、その後約1か月にわたり、Bとの間で建築すべきマンションの設計等について協議を行いつつ、設計作業を進め、マンション建築予定地の購入後約2か月内に設計図面を完成させる。Bは、H作成の設計図面を検討し、売値、マンション建築に要する原価及び土地の購入原価等から利益の試算を行い、工事予算額等を決定する。当該金額は、B及びHにおいて、社外秘として扱われており、みだりに第三者に漏洩されることはない。

イ マンション建築工事の受注業者の決定は、指名競争入札の方法で行われる。入札の実施に先立ち、建築業者を対象とした現場説明会が開催されるが、BないしHが、Bからのマンション建築工事の受注歴がある建築業者に対し、個別に連絡を取って参加を募る（以下、現場説明会への参加を依頼された建築業者を「指名入札業者」という。なお、これまでBと取引がない建築業者の現場説明会等への参加が排除されているわけではなく、前記の手順にかかわらず、HやBに営業活動を行ったり、関係者から紹介を得るなどして入札に参加することもあった。）。その際、指名入札業者に対しては、現場説明会の開催日時や場所の外、マンション建築予定地、階数、戸数及び工期等の工事概要が伝えられる。これら工事概要は、マンション建築予定地に設置された看板にも記載されており、建築確認申請の内容が建築関係の新聞等に掲載されるため、指名入札業者のみならず、広く一般に周知される性質の情報である。また、Hにおいて、現場説明会に参加

していない建築業者からの問い合わせに応じ、工事概要を伝えたり資料を交付することもあった。

ウ Hは、現場説明会において、参加した指名入札業者に対し、現場説明事項書や図面等の資料を配布して工事概要を説明し、種々の工事条件等を示した上で、見積書の提出を依頼する。

エ 指名入札業者から見積書が提出された後、Hは、設計ないし仕様を変更する項目を選定し、それらによってどの程度、建築工事費用を減額できるかを試算した上で、Bとの協議に基づき、設計ないし仕様の変更プランを決定する（なお、前記アのとおりBが定めた工事予算額は相当低廉に抑えられており、指名入札業者による初回の見積額が当該金額を下回った例は、ほとんどなかった。）。

その後、Hは、初回の見積額が低額であった1社ないし数社の指名入札業者に対し、前記の変更プランを示して再度の見積書提出を依頼するが、その際に併せて前記アの工事予算額を伝える。なお、それまでの間に、前記アの工事予算額等が、指名入札業者を含む第三者に開示されることはない。

オ 指名入札業者から再度の見積書が提出された後、見積額が前記アの工事予算額以下であれば、当該建築業者に対して発注がされるが、見積額が前記アの工事予算額を上回る場合は、Hと建築業者との間で、約1週間をかけて、Hから更なる設計ないし仕様の変更を重ねつつ具体的な費用削減案を提示するなどして、減額交渉を行う。そうした減額交渉は、1社との間でのみ行われることもあるが、複数の建築業者との間でされることもある。

以上のとおり、発注業者の選定に当たっては、見積金額が低廉であることが唯一の条件とされており、関係者からの紹介の有無等が選定内容に直接の影響を与えることはない。

(2) 乙は、平成21年10月頃、建築工事関係のブローカーないしコンサルタントとして活動していた丙から、B発注のマンション建築工事について、原告に受注の意向があれば、自身において紹介ないしあっせん等の労を取ることができると持ち掛けられた。原告は、その頃まで、Bからマンション建築工事を受注したことがなく、乙は、丙に対し、それまで自己が面識を有していなかったBの代表取締役会長Iに面会する機会を取り持ってほしいと依頼した。その後、Iとの面会が実現したこともあり、乙は、同月頃、丙との間で、原告がBからマンション建築工事を受注した場合に請負代金の3パーセント程度の金額を支払うことを合意した。

(甲48、57、乙69)

(3) ア 丙は、平成21年10月頃、乙に対し、Bが福岡県行橋市内でマンション建築を計画している旨の一報を入れ、その後に再度、乙に連絡を取った上、マンション建築予定地、階数、戸数及び工期等の工事概要を伝えた。

その後、原告は、前記工事の指名入札業者として、現場説明会に参加して見積書を提出し、Hとの間で再度の見積書を提出するなどして折衝を繰り返した上、平成22年2月9日、Bとの間で、工事名「J新築工事」について（以下「J工事」という。）、請負代金4億5150万円（税込金額）、同月18日着工、平成23年2月28日完成の約定で、工事請負契約を締結した。

(甲48、51、57、58、59の3)

イ 乙は、平成22年3月2日、自身があらかじめ決裁した支払依頼書に基づいて発行された小切手により、株式会社G銀行本店営業部に開設された原告名義の当座預金口座から1290万円の支払を受けた上、北九州市内のファミリーレストランにおいて、丙に対して現金1290万円を交付し、原告宛ての領収書を受領した。同領収書は、有限会社K(代表取締役L)を作成者とするものであった。

また、丙は、その頃、乙に対し、平成21年11月10日付けのJ工事に係るコンサルタント業務契約書1部を交付した。同契約書は、有限会社K(代表取締役L)を受託者とするものであって、原告がコンサルタント業務費として請負代金の3パーセントを支払うこと、同金員の弁済期を原告の受注に係る工事請負契約の締結後とすることの外、原告が建築工事請負に関する取りまとめ業務費として1290万円を支払うこと、同金員の弁済期をコンサルタント業務契約時とすることが記載されていた。

以上のやり取りに際し、丙は、乙に対し、前記契約書に係るコンサルタント業務契約の相手方は、有限会社Kであり、自身は同社の代理人であるなどと説明した。乙は、それまで丙からそのような説明を受けたことがなく、有限会社Kないし代表取締役であるLにも心覚えがなかったが、特段、丙とLとの関係等を問い質すことはせず、丙の代理権を証する書類等を確認することもしなかった。

丙は、追って、前記のとおり乙から受領した現金を丁(丙と同じく建築工事関係のブローカーないしコンサルタントとして活動しており、前記のとおり乙に交付された有限会社K名義のコンサルタント業務契約書や領収書は、丁が準備したものであった。)に交付し、丁からその一部のみを受領した。

(甲48、51、57、58、59の1及び2、78、乙47、62)

(4) ア 丙は、平成23年1月頃、乙に対し、Bが福岡県京都郡でマンション建築を計画している旨の一報を入れ(本件C工事)、その後再度、乙に連絡を取った上、本件C工事のマンション建築予定地、階数、戸数及び工期等の工事概要を伝えた。

その後、原告は、本件C工事の指名入札業者として、平成23年4月21日に行われた現場説明会に参加し、同年5月24日、見積額を6億7215万7500円(税込金額)とする見積書を提出した。その後、原告は、提示する見積額を順次減額するなどしてHとの間で折衝を繰り返した上、同年6月6日、見積額を5億610万円(税込金額)とする見積書を提出し、前記第2の3(2)アのとおり、同月14日、請負代金を同金額として、Bから本件C工事を受注した。

(甲48、51、57、58、60、84、乙2、56)

イ 乙は、前記第2の3(4)アのとおり、平成23年6月20日、自身があらかじめ決裁した支払依頼書に基づき発行された小切手により、原告名義の前記当座預金口座から1205万円の支払を受けた。前記支払依頼書には、乙の指示により、支払先を有限会社Mとする記載がされ、前記支払依頼書に基づいて作成された前記小切手の控えの「渡先」欄にも、有限会社Mとの記載がされた。

乙は、前同日、北九州市内のファミリーレストランにおいて、丙に対して現金1205万円を交付し、原告宛ての領収書を受領した。同領収書は、株式会社F(代表取締役

N) を作成者とするものであったが、同社の記名印の横には別会社(株式会社O)の角印が押捺されていた。

また、丙は、その頃、前記第2の3(3)のとおり、乙に対し、平成23年4月11日付けの本件C工事に係るコンサルタント業務契約書1部を交付した。同契約書も、株式会社F(代表取締役N)を作成者とするものであったが、同社の記名印の横には別会社(株式会社O)の角印が押捺され、代表取締役の氏名の横に押捺された丸印(代表者印)は、株式会社F名義でも株式会社O名義でもない判読不明の別会社のものであった。

以上のやり取りに際し、丙は、乙に対し、前記契約書に係るコンサルタント業務契約の相手方は、株式会社Fであり、自身は同社の代理人であるなどと説明した。乙は、それまで丙からそのような説明を受けたことがなく、株式会社Fないし代表取締役であるNにも心覚えがなかったが、特段、丙と同社等との関係等を問い質すことはせず、同社の商業登記簿謄本や丙の代理権を証する書類等を確認することもしなかった。

丙は、追って、前記のとおり乙から受領した現金を丁に渡し(前記のとおり乙に交付された株式会社F名義のコンサルタント業務契約書や領収書は、丁が準備したものであった。)、丁からその一部のみを受領した。

(甲2、26、48、51、55、57、58、78、乙5ないし7、42、45ないし47、49、62、69、72、73。被告は、原告が丙に対して前記金員を含む本件各金員を支払った事実はないと主張するが、前記認定のとおり、金員支払に係る丙及び乙の各証言に副う出金の経緯等が存するのであり、その他本件において、被告の指摘を容れ、前記認定を覆すべき特段の証拠はない。以下、本件各金員の支払が認められることについては同様である。)

- (5) ア 丙は、平成23年3月頃、乙に対し、Bが山口県下関市内でマンション建築を計画している旨の一報を入れ(本件D工事)、その後再度、乙に連絡を取った上、本件D工事のマンション建築予定地、階数、戸数及び工期等の工事概要を伝えた。

その後、原告は、本件D工事の指名入札業者として、平成23年7月29日に行われた現場説明会に参加し、同年8月19日、見積額を8億1300万円(税抜価格)とする見積書を提出した。その後、原告は、提示する見積額を順次減額するなどしてHとの間で折衝を繰り返した上、同年9月6日、見積額を6億1200万円(税抜価格)とする見積書を提出し、前記第2の3(2)イのとおり、同月16日、請負代金を前記の最終見積額(消費税を加えた6億4260万円)として、Bから本件D工事を受注した。

(甲48、51、57、58、61、乙3、56)

- イ 乙は、前記第2の3(4)イのとおり、平成23年9月30日、自身があらかじめ決裁した支払依頼書に基づき発行された小切手により、原告名義の前記当座預金口座から1530万円の支払を受けた上、北九州市内のファミリーレストランにおいて、丙に対して現金1530万円を交付し、原告宛ての領収書を受領した。同領収書は、本件C工事に係る領収書と同様に、株式会社F(代表取締役N)を作成者とするものであり、同社の記名印の横には別会社(株式会社O)の角印が押捺されていた。

また、丙は、その頃、前記第2の3(3)のとおり、乙に対し、平成23年6月30日付けの本件D工事に係るコンサルタント業務契約書1部を交付した。同契約書が株式

会社F（代表取締役N）を作成者とするものであり、同社欄に押捺された角印及び丸印が株式会社Oないし別会社のものであったこと等は、本件C工事に係る契約書と同様であった。

以上のやり取りに際し、丙は、前記（４）イと同様に、乙に対し、前記契約書に係るコンサルタント業務契約の相手方は、株式会社Fであり、自身は同社の代理人であるなどと説明したが、これに対し、乙が、丙と同社等との関係等を問い質すことをせず、同社の商業登記簿謄本や丙の代理権を証する書類等を確認しなかったことも、前記（４）イと同様であった。

丙は、追って、前記のとおり乙から受領した現金を丁に渡し（前記のとおり乙に交付された株式会社F名義のコンサルタント業務契約書や領収書は、丁が準備したものであった。）、丁からその一部のみを受領した。

（甲3、48、51、57、58、78、乙8ないし10、42、45ないし47、49、62、69、72、73）

（6）ア 丙は、平成24年1月頃、乙に対し、Bが行橋市内でマンション建築を計画している旨の一報を入れ（本件E工事）、その後再度、乙に連絡を取った上、本件E工事のマンション建築予定地、階数、戸数及び工期等の工事概要を伝えた。

その後、原告は、本件E工事の指名入札業者として、平成24年5月7日に行われた現場説明会に参加し、同月22日、見積額を16億1120万円（税抜価格）とする見積書を提出した。その後、原告は、提示する見積額を順次減額するなどしてHとの間で折衝を繰り返した上、同年6月7日、見積額を12億5000万円（税抜価格）とする見積書を提出し、前記第2の3（2）ウのとおり、同月15日、請負代金を前記の最終見積額（消費税を加えた13億1250万円）として、Bから本件E工事を受注した。

（甲48、51、57、58、62、乙4、56）

イ 乙は、前記第2の3（4）ウのとおり、平成24年6月29日、自身があらかじめ決裁した支払依頼書に基づき発行された小切手により、原告名義の前記当座預金口座から1300万円の支払を受けた上、北九州市内のファミリーレストランにおいて、丙に対して現金1300万円を交付し、原告宛ての領収書を受領した。同領収書は、前記交付額にかかわらず、領収額を3050万円とするもので、本件C工事及び本件D工事に係る各領収書と同様に、株式会社F（代表取締役N）を作成者としていたが、同社の記名印の横には別会社（株式会社O）の角印が押捺されていた。また、乙は、前記第2の3（4）ウのとおり、平成24年7月10日、自身があらかじめ決裁した支払依頼書に基づき発行された小切手により、原告名義の前記当座預金口座から1750万円の支払を受けた上、北九州市内のファミリーレストランにおいて、丙に対して1750万円を交付した。

また、丙は、その頃、前第2の3（3）のとおり、乙に対し、平成24年3月30日付けの本件E工事に係るコンサルタント業務契約書（1部）を交付した。同契約書が株式会社F（代表取締役N）を作成者とするものであり、同社欄に押捺された角印及び丸印が株式会社Oないし別会社のものであったこと等は、本件C工事及び本件D工事に係る各契約書と同様であった。

以上のやり取りに際し、丙は、前記（４）イと同様に、乙に対し、前記契約書に係るコンサルタント業務契約の相手方は、株式会社Fであり、自身は同社の代理人であるなどと説明したが、これに対し、乙が、丙と同社等との関係等を問い質すことをせず、同社の商業登記簿謄本や丙の代理権を証する書類等を確認しなかったことも、前記（４）イと同様であった。

丙は、追って、前記のとおり乙から受領した各現金を丁に渡し（前記のとおり乙に交付された株式会社F名義のコンサルタント業務契約書や領収書は、丁が準備したものであった。）、丁からその一部のみを各受領した。

（甲４、４８、５７、５８、７８、乙１１ないし１５、４２、４５ないし４７、４９、６２、６９、７２、７３）

(7) ア 丙は、平成２４年８月ないし９月頃、乙に対し、Bが北九州市小倉南区内でマンション建築を計画している旨の一報を入れ、その後に再度、乙に連絡を取った上、前記工事のマンション建築予定地、階数、戸数及び工期等の工事概要を伝えた。

その後、Bは、原告以外の建築業者に対し、前記工事について見積書の提出を打診したが、これに応じた建築業者はなく、Hにおいて、原告に対し、以前に原告がBから受注したJ工事や本件E工事と同様の工事単価での受注が可能かを打診し、原告の了承を得た。

原告は、前記工事の指名入札業者として、平成２５年１月２１日頃、前記工事の現場説明会に参加し、同年２月１６日、見積額を１８億５３９８万４０００円（税抜価格）とする見積書を提出した。その後、原告は、同月２１日に見積額を１８億３３２８万４０００円（税抜価格）とする見積書を作成したものの、これを提出することはせず、同月２２日に見積額を１５億７９７０万円（税抜価格）とする見積書を提出し、同年３月２７日、見積額を１５億８５００万円（税抜金額）とする見積書を提出するなどしてHとの間で折衝を繰り返した上、同年３月３１日、Bとの間で、工事名「Q新築工事」について（以下「Q工事」という。）、請負代金１６億６４２５万円（税込金額）、同年４月１日着工、平成２６年１０月３１日完成の約定で、工事請負契約を締結した。

（甲４８、５１、７２、７３、８５、乙４、３８、６６）

イ 乙は、平成２５年５月１０日、自身があらかじめ決裁した支払依頼書に基づき発行された小切手により、原告名義の前記当座預金口座から３３００万円の支払を受けた上、北九州市内のファミリーレストランにおいて、丙に対して現金３３００万円を交付し、原告宛ての領収書を受領した。同領収書は、本件各工事に係る各領収書と同様に、株式会社F（代表取締役N）を作成者とするものであったが、同社の記名印の横には別会社（株式会社O）の角印が押捺されていた。

また、丙は、その頃、乙に対し、平成２４年１０月１日付けのQ工事に係るコンサルタント業務契約書１部を交付した。同契約書が株式会社F（代表取締役N）を作成者とするものであり、同社欄に押捺された角印等が株式会社O等のものであったこと等は、本件各契約書と同様であった。

以上のやり取りに際し、丙は、前記（４）イと同様に、乙に対し、前記契約書に係るコンサルタント業務契約の相手方は、株式会社Fであり、自身は同社の代理人であるな

どと説明したが、これに対し、乙が、丙と同社等との関係等を問い質すことをせず、同社の商業登記簿謄本や丙の代理権を証する書類等を確認しなかったことも、前記（４）イと同様であった。

丙は、追って、前記のとおり乙から受領した現金を丁（前記のとおり乙に交付された株式会社F名義のコンサルタント業務契約書や領収書は、丁が準備したものであった。）に交付し、丁からその一部のみを受領した。

（甲４８、５７、７２、７８、８０、乙４０、４２、４５、４６、６２、６３、６８、６９、７２）

- （８）ア 丙は、平成２５年１０月ないし１１月頃、乙に対し、Bが北九州市門司区内でマンション建築を計画している旨の一報を入れ、その後に再度、乙に連絡を取った上、前記工事の建築所在地や予定戸数、建設開始予定時期を告げた。前記工事のマンション建築予定地、階数、戸数及び工期等の工事概要を伝えた。

その後、Bは、原告以外の建築業者に対し、前記工事について見積書の提出を打診したが、Q工事の際と同様に、これに応じた建築業者はなく、一方で、原告において、Q工事と同一の工事単価での受注を容れる意向を示したため、Hは、原告に対してのみ前記工事の現場説明会への参加を依頼した。

原告は、前記工事の指名入札業者として、平成２６年２月１５日、前記工事の現場説明会に参加し、同年３月１９日、見積額を２５億６４４０万円（税抜価格）とする見積書を提出した。その後、原告は、同年４月１日に見積額を２４億２１５０万円（税抜価格）とする見積書を提出し、同年５月２０日に見積額を２３億９０００万円（税抜価格）とする見積書を提出するなどしてHとの間で折衝を繰り返した上、同年５月３０日、Bとの間で、工事名「R新築工事」について（以下「R工事」という。）、請負代金２５億８１２０万（税込金額）、同月２９日着工、平成２８年２月２８日完成の約定で、工事請負契約を締結した。

（甲４８、５１、７２、７３、８５、乙４、３８、６６）

- イ 乙は、平成２６年６月１１日、自身があらかじめ決裁した支払依頼書に基づき発行された小切手により、原告名義の前記当座預金口座から４２５０万円の支払を受けた上北九州市内のファミリーレストランにおいて、丙に対して現金４２５０万円を交付し、原告宛ての領収書を受領した。同領収書は、有限会社S（代表取締役T）を作成者とするものであった。

また、丙は、その頃、乙に対し、平成２５年１１月２２日付けのR工事に係るコンサルタント業務契約書１部を交付した。同契約書も、有限会社Sを作成者とするものであった。

以上のやり取りに際し、丙は、乙に対し、前記契約書に係るコンサルタント業務契約の相手方が、株式会社Fから有限会社Sに変更されたこと、自身は同社の代理人であるなどと説明し、同社の商業登記簿謄本を示すなどした。これに対し、乙は、丙とS等との関係等を問い質すことをせず、丙の代理権を証する書類等を確認することはしなかった。

丙は、追って、前記のとおり乙から受領した現金を丁（前記のとおり乙に交付された

有限会社S名義のコンサルタント業務契約書や領収書は、丁が準備したものであった。)に交付し、丁からその一部のみを受領した。

(甲48、57、72、78、80、乙42、45ないし47、60ないし62、64、69、72)

本件の経緯については、以上のとおり認められ、前掲証拠中これに反する部分は、いずれも採用することができない。

2 争点1について

原告は、国税不服審判所長がした裁決における判断は、裁決に係る事件が訴訟となった場合には、被告となるものが行う主張を拘束すると解すべきであって、被告が、本訴において、国税不服審判所長がした平成28年10月17日付け裁決中の認定判断に反する主張をすることは許されないと主張する。

しかしながら、国税通則法102条1項は、裁決は関係行政庁を拘束する旨を規定するところ、その趣旨は、裁決によって原処分が取り消され又は変更された場合に、原処分庁等の関係行政庁が当該処分と同一の処分を反復して違法な処分を蒸し返すことを防止することにあるから、同条項によって、ある処分を維持した裁決の結果に対して不服があるとして提起された当該処分の取消訴訟において、被告が処分の適法性を根拠づけるためにする主張が、裁決の理由中の判断と同一でなければならぬと解することはできないというべきであって、他に原告が主張するような拘束性を是認すべき特段の法的根拠も見出し難い。

したがって、争点1に関する原告の主張は、理由がない。

3 争点2について

- (1) 法人税法22条1項は、内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする旨を規定するところ、同条3項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、①当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、②前記①に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額、③当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るものとする旨を規定する。以上の各規定の趣旨等に加え、法人税基本通達9-7-20が、法人が交際費、機密費、接待費等の名義をもって支出した金銭でその費途が明らかでないものは、損金の額に算入しないと定めていることを踏まえると、内国法人の所得金額の計算上損金の額に算入することができる支出は、当該法人の業務の遂行上必要と認められるものでなければならぬのであって、法人の支出のうち、その用途を確認することができず、そのために当該法人の業務との関連性の有無が明らかでないものについては、損金の額に算入することができないと解するのが相当である。

そして、所得を構成する損金の額については被告が主張・立証責任を負うから、具体的な支出が損金の額に算入されるかが争われた場合は、被告において、その主張する額以上に損金が存在しないことを主張・立証すべきである。

- (2) 前記1(2)に認定のとおり、原告は、丙から、B発注のマンション建築工事を紹介するなど持ち掛けられ、丙との間で、原告がBからマンション建築工事を受注した場合に金員

支払をする旨を合意した上、同（３）ないし（８）に認定のとおり、丙から、B発注のマンション建築工事の案件がある旨の一報を受け、工事概要に関する情報を知らされるなどして、本件各工事を含む複数の案件につきBからの受注に奏功し、丙に対して本件各金員を含む金員支払をした。以上の経緯を踏まえると、本件各金員の支払は、原告と丙間の前記合意に基づくものであったと推認することができるのであって、加えて、同（２）に認定のとおり、前記合意に先立って、乙が丙に対してIとの面会を要望し、これに副って両者の面会が実現したこと、IがBの創業者として経済界の大物であり、これまで面識がない者にとって、Iとの面会が困難であったこと（証人丙、同乙、弁論の全趣旨）、丙が、かねて、Iの実弟である戊と交遊があったこと（証人丙、弁論の全趣旨）を考慮すると、本件において、Bと一定の人脈を有していた丙が、前記合意に基づいて、Bの関係者に働きかけて何らかの情報取り等をし、これを原告に提供した結果、原告の受注交渉が他社に比べて優位に進み、同（２）に認定のとおり、これまでBからの受注実績がなかった原告が、本件各工事を含む6個もの工事案件につき相次いで受注に奏功したのであり、そのような丙の活動や丙から提供された情報が工事受注の観点から相当貴重で価値あるものであったからこそ、創業以来相当の実績と企業規模を有する原告が（甲79、証人乙、弁論の全趣旨）、同（３）ないし（８）に認定のとおり、いずれも一千万円を大きく超える相当高額の金員を、丙に対して任意に支払ったのであるという仮説を立てる余地が、全くないとはいえない。

（３）しかしながら、本件においては、前記仮説に対する疑問点として、以下のとおり指摘することができる。

ア 丙の活動や丙から提供された情報の具体的内容が明らかでないことについて

（ア）本件各契約書（甲2ないし4）中、行われるべきコンサルタント業務の内容については、①土木建築考工事の紹介・あっせん、②土木建築工事に関する情報の提供、③請負契約締結に至るまでの監理及び助言・報告とされ、丙及び乙も、丙が担当すべき業務内容について同旨の説明をすることであるが（証人丙、同乙）、本件において、原告が本件各工事を受注するまでに丙が実際に行った活動として証拠上認定できるものは、前記1（4）ア、（5）ア及び（6）アに認定のとおり、B発注のマンション建築工事の案件がある旨を一報し、次いで当該案件の工事概要を知らせた程度にすぎない。同（1）イに認定のとおり、工事概要は、現地に設置された看板に掲示され、建築関係の新聞等にも掲載されるなど広く一般に周知される性質の情報であって、受注実績のある建築業者に対しては、現場説明会への参加を促す際に事前に提供され、現場説明会に参加していない建築業者からの問い合わせに応じることもあったというのであるから、そうした情報それ自体は価値に乏しいというべきである。もとよりBからの受注を企図する建築業者がそうした情報を一般への公表前に入手できれば何らかのメリットがあることは否定できないが（証人乙、弁論の全趣旨）、その具体的内容として想定し得るものは、現場説明会に参加するか否かの検討に際し、若干の時間的猶予が与えられること等にすぎないといえ、合理的な経済原則の見地からは、企業が1案件当たり一千万円を大きく超えるような対価を払って取得すべき情報とは到底いえない（乙は、丙から工事概要に関する情報を得るメリットが大きい旨を強調するが（証人乙）、その証言内容を子細にみても、乙が述べるメリットなるものの実態が、前記の認定説示を超える内容であ

るとは認められない。)

(イ) 一方で、丙及び乙は、原告が、Bから本件各工事を受注した過程において、丙から、Bが予定した工事予算額に関する情報提供を受けていたと証言する(証人丙、同乙)。

しかしながら、本件において、これを裏付けるべき証拠は存しない。証拠(甲81、85)中、原告従業員において、Q工事及びR工事の受注に際し、乙から、丙から情報提供を受けた工事予算額を伝えられ、備忘のために手帳に金額を書き取った旨の陳述記載はあるが、当該手帳の記載をみても、その意味内容は必ずしも明らかでなく、ましてや、そのような手帳の記載のみをもって、当該情報の入手先が丙であることが裏付けられるわけではない。

また、乙は、丙からの情報提供に関し、その具体的態様として、見積書の提出後に丙に連絡を取ると、いや、あともうちょっととか、あともう少しとか、頑張ってくださいとか言われたと証言するが(証人乙)、仮に丙がBとの間で人脈上の太いパイプを有しており、工事予算額に関する具体的な情報を入手し得る立場にあったのであれば、端的に当該金額を伝えれば良く、特段の事情も窺えないのに、丙が、乙に対し、具体的な金額(ないしは、少なくとも目安としての具体的な金額のライン)等を示すことをせず、先のような遠回しの曖昧な表現に終始したというのは不自然にすぎるといふべきであるし、丙からの情報提供に多額の出捐を予定していたはずの乙が、そのような曖昧な相手の言動に対して何らの抗議等をしなかった点にも疑問が残る。

さらに、前記1(1)アに認定のとおり、B及びHにおいては、工事予算額に関する情報は社外秘として取り扱われ、みだりに第三者に漏洩されることはなかったものであり、これに対して、丙が独自に入手したという工事予算額に関する情報の具体的な内容や入手経路等の詳細が証拠上全く不明であることを踏まえると(原告は、丙がIの実弟である戊を通じてB側から工事予算額等の機微にわたる情報を取得した可能性を指摘するかのようであるが、そのような可能性を窺うべき特段の根拠を見出し難い本件において、軽々に、そのような社内のコンプライアンスに反する疑いのある活動を許容する実態がB内に存したなどと断ずるのは相当でない)、本件において、真に丙がそのような情報に接し得ていたかにすら疑問が残るところといふべきである。

加えて、前記1(1)エ及びオに認定のとおり、指名入札業者から見積書が提出された後、Hは、指名入札業者のうち見積額が低額であった1社ないし数社に対し、見積額の減額に係る具体的な変更プラン等を示して再度の見積書提出を依頼し、その際に工事予算額も伝えていたのであって、そのような段階に至った後は、原告において、重ねて丙に工事予算額に関する情報を求めるべき筋合いがなく、そうした意味からも、工事予算額に関する情報が丙から提供されていた旨をいう丙及び乙の各証言について、信を措くことはできないといふべきである。

(ウ) さらに、乙は、丙の口利きにより本件各工事を受注することができた旨を繰り返して述べるものの、一方で、丙が行った口利きなるものの具体的な内容を詳らかにしない(証人乙)。この点、丙が、戊を通じて、これまで受注実績がなかった原告をB側に紹介し、これにより原告がJ工事の指名入札業者になり得た可能性は指摘できるものの(乙56、弁論の全趣旨)、前記1(1)イに認定のとおり、指名入札業者は、現場説明会への参

加を打診された業者という意味合いにすぎず、Bでは、過去に受注実績がある業者に対して広く現場説明会への参加を募っていたのであって、これまでBと取引がない建築業者が自らの営業活動等によって現場説明会等に参加することもあったというのであるから、原告がJ工事の指名入札業者になったこと自体に大きな価値があったということはできず、Hの代表者も、何人かが原告をBに紹介したからといって、受注に有利になるわけではない旨を明言するところである（乙56）。

イ 本件各契約書及び本件各領収書の形式面及び内容面における不備等について

乙は、平成21年10月頃、丙との間でコンサルタント業務契約を締結するに際し、業務内容及び報酬額の取決めの外、丙に対し、契約書及び領収書を作成すること、報酬は後払いとして、受注に奏功した後に支払うことを条件として提示し、丙から了承を得たこと、契約書の作成は事後となったが、税理士からのアドバイスを受けて、経理処理に符合する徴憑を作成するべく本件各契約書を作成したものであることを証言する（証人乙）。しかしながら、その一方で、前記1（4）イ、（5）イ及び（6）イに認定のとおり、本件各契約書は、いずれも、コンサルタント業務の受託者を丙でなく、株式会社F（代表取締役N）とするものであって、同社の記名印の横には別会社（株式会社O）の角印が押捺され、代表取締役の氏名の横に押捺された丸印（代表者印）は、株式会社F名義でも株式会社O名義でもない判読不明の別会社のものであり、本件各領収書も、これと同様であった。また、本件E工事に係るコンサルタント業務契約書（甲4）中、報酬について、建築請負契約金額の2.5パーセントであること、建築請負契約金額が12億5000万円（税抜き）であることの記載があり、これによれば丙が受けるべき報酬額は3125万円となるが、特段の値引交渉等がされた経緯も窺えないのに（証人乙、弁論の全趣旨）、実際に丙に対して支払われた金員は同（6）イに認定のとおり3050万円であり、発行された領収書の金額も3050万円であって、前記コンサルタント業務契約書の内容とは相違していた。

前記証言を前提とする限り、乙は、丙とのやり取りに際し、合意事項を契約書という形で書面化し、報酬支払についても正規に領収書発行を求めるなど相応に慎重な対応を取ったといい得るが、丙から示された本件各契約書及び本件各領収書の作成名義は、同（4）イ、（5）イ及び（6）イに認定のとおり、丙本人でなく、法人名ないし代表者名のいずれも乙にとって心覚えがないものであって、かつ、押捺された角印及び丸印が第三者名義のものであるなど契約書としての基本的体裁すら備えておらず、その内容も、一部の契約書については報酬額の記載が実体と相違するなど明らかな疑義があるものであった。それにもかかわらず、企業の経営者として相応の経験を有する乙が（証人乙、弁論の全趣旨）、同（4）イ、（5）イ及び（6）イに認定のとおり、丙から、自らは株式会社Fの代理人であるなどの説明を受けるのみで、丙と同社等との関係等を問はず、丙の代理権を証する書類等を確認しないまま、かつ、前記の契約書の不備や内容の齟齬等を指摘し修正させることも怠って、一見して不体裁な契約書及び領収書をそのまま受領し、多額の本件各金員の支払に応じたというのは、不自然に過ぎる行動といわざるを得ない。

この点に関し、乙は、原告としては、要は丙の働きにより受注奏功の結果を得れば良く、

契約書の名義の如何等については、相手方の都合によるものと考えて深く詮索することを控えたにすぎないのであり、ブローカーないしコンサルタントを相手として交渉する際には、ままたることである旨を証言するが（証人乙）、そのような契約書等の形式や内容の不備を軽くみる態度は、先に指摘したとおり、乙において、丙との交渉開始の当初に、あえて契約書等の作成を求めるなどして慎重な対応をしていたという自身の説明内容に明らかに整合しない。また、前記1（4）イに認定のとおり、本件C工事に係る金員支払に際し、乙の指示により、原告からの支出に係る支払依頼書に支払先を有限会社Mとする記載がされるなどしたことに照らし、あらかじめ丙から乙に対し同社を支払先とするよう指示がされていた可能性を指摘できるが、一方で、乙は、なぜそのような支払先が記載されているのか説明できないとも証言しており（証人乙）、到底、腑に落ちるものではない。

ウ 丙から丁へ本件各金員が流れたことについて

前記1（4）イ、（5）イ及び（6）イに認定のとおり、丙は、乙から受領した本件各金員を丁に一旦渡し、そのうちから一部の金員のみを受領している。本件各金員のうち丙が手中にした金額を特定すべき証拠はないが、丙が、受領した金額は100万円ないし数百万円であったと証言していることに照らし（証人丙）、本件各金員のうち大部分は、丁の手に渡ったものと認められる。しかしながら、本件証拠上認めることができる丁の役割は、同（4）イ、（5）イ及び（6）イに認定のとおり、第三者名義の契約書や領収書を準備したことのみであって、特段の事情も窺えないのに、本件にその程度の関わりしか有しない丁が本件各金員の大部分を手中にし、丙がこれに異論を唱えなかったというのは（証人丙）、社会一般の経験則上にわかに首肯しかねるところといわざるを得ない。結局、本件においては、本件各金員の用途を確定することはできず、本件各金員の多くが丙ないし丁以外の第三者の手に渡った可能性の有無を含め、証拠上不明という外ない。

（4）以上に検討したところによれば、前記（2）で検討した一応の仮説について、これを容れることはできず、かえって、本件における具体的事実関係の下では、そのような可能性を否定すべきものといえる。本件各金員は、平成21年10月ころに原告と丙との間でされた合意（その内容については、前記1（2）のとおり、原告がBからマンション建築工事を受注した場合に請負代金の3パーセント程度の金額を支払う旨の約定を含むものであったことが認められるものの、その法的性質や受託者が負うべき債務の具体的内容等は、証拠上明らかでない。）に基づき丙に交付されたものであるが、丙等が行うべきコンサルタント業務の対価として交付されたものではないと認めるのが相当であり、本件各金員の支出は、その用途を確認することができず、原告の業務との関連性の有無が明らかでないため認められるから、本件各事業年度における原告の所得の金額の計算上、本件各金員を損金の額に算入することはできないというべきである。

その他本件において、原告の反論を容れ、前記認定を覆すべき証拠はない。

（5）したがって、争点2に関する被告の主張は、理由がある。

4 争点3について

（1）消費税法30条1項は、事業者の仕入れに係る消費税額の控除を規定するところ、その趣旨は、同法6条により非課税とされるものを除き、国内において事業者が行った資産の譲渡

等（事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。同法2条1項8号）に対して広く消費税を課税する結果、取引の各段階で課税されて税負担が累積することを防止するため、前段階の取引に係る消費税額を控除することになり、同法30条7項が、同条1項による仕入税額控除の規定を適用する要件として、当該課税期間の課税仕入れに係る帳簿書類又は請求書等の保存を要求する理由は、大量反復性を有する消費税の申告及び課税処分において、迅速かつ正確に課税仕入れの存否を確認し、課税仕入れに係る適正な消費税額を把握するためと解される。

したがって、消費税法30条7項において保存が要求される帳簿及び請求書等における同条8項及び9項所定の事項の記載は、真実の記載であることが要求されるというべきである。

(2) 前記第2の3(3)ないし(5)に認定のとおり、原告は、帳簿書類上、株式会社Fとの間で本件各工事に係るコンサルタント業務契約を締結し、同社に本件各金員を支払ったとする経理処理を行い、同社名義の本件各領収書を保存していた。しかしながら、前記3(4)に認定説示したとおり、丙宛てにされた本件各金員の支出は、その用途を確認することができず、原告の業務との関連性の有無が明らかでないものであって、これに係る課税仕入れは存在しないから、先の帳簿等の記載は真実と異なるものというべきであり、原告は、消費税法30条7項所定の帳簿等を保存していないと認められる（原告は、丙から、コンサルタント業務契約の相手方は株式会社Fであって、自らは同社の代理人であると説明され、その旨誤信したために、帳簿書類等において同社を相手方とする記載がされたにすぎないと主張するが、前記認定を左右しない。）。

(3) したがって、争点3に関する被告の主張は、理由がある。

5 争点4について

(1) 原告は、丙から、コンサルタント業務契約の相手方は株式会社Fであって、自らは同社の代理人であると説明され、そのように誤信したために、帳簿書類等において同社を相手方とする記載がされたにすぎず、消費税法30条7項但書の「やむを得ない事情」があると主張するが、本件各金員の支出が、その用途を確認できず原告の業務との関連性の有無が明らかでないものであって、これに係る課税仕入れ自体が存在しないことは、前記4(2)に説示したとおりであるから、本件において消費税法30条7項但書の「やむを得ない事情」があるという前記主張を採用することはできない。

(2) したがって、争点4に関する原告の主張は、理由がない。

6 争点5について

(1) 国税通則法68条1項にいう事実の隠蔽とは、売上除外、証拠書類の廃棄等、課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠すことをいい、事実の仮装とは、架空仕入・架空契約書の作成・他人名義の利用等、存在しない課税要件事実が存在するようにみせかけることをいうのであって、法人税法127条1項3号にいう取引の隠蔽及び仮装も、これと同義であると解される。

(2) 前記4(2)に認定説示したとおり、丙宛てにされた本件各金員の支出は、その用途を確認することができず、原告の業務との関連性の有無が明らかでないものであった。それにもかかわらず、原告は、株式会社Fとの間で本件各工事に係るコンサルタント業務契約を締結

し、同社に本件各金員を支払ったとする内容虚偽の経理処理を行い（原告の指摘にかかわらず、本件各事業年度における経理処理が事実と相違する点に故意があることは、本件各金員の支出につき用途を確認することができないのに、原告の業務と関連性があるものとして経理処理を行ったという前記の経緯に照らし、自ずから明らかといえる。）、これに基づき、前記第2の3（5）及び（6）に認定のとおり、本件各事業年度の法人税の確定申告において、本件各支出を損金に計上して納税申告書を提出したのであって、そうした原告の行為は、国税通則法68条1項、法人税法127条1項3号における隠蔽、仮装等に当たると認められる。

（3）したがって、争点5に関する被告の主張は、理由がある。

7 各処分の適法性について

（1）本件各法人税更正処分について

前記3（4）に認定説示したとおり、本件各工事原価を本件各事業年度における原告の所得の計算上、損金の額に算入することはできず、これを前提に計算すると、原告の本件各事業年度の所得金額又は欠損金額、翌期に繰り越す欠損金額及び納付すべき法人税額は、本件各法人税更正処分と同額となるから（弁論の全趣旨）、本件各法人税更正処分は、いずれも適法である。

（2）本件法人税賦課決定処分について

前記6（2）に認定説示したとおり、原告について国税通則法68条1項に該当する行為があったと認められることから、これを前提に計算すると、本件法人税賦課決定処分と同額となるから（弁論の全趣旨）、本件法人税賦課決定処分は、適法である。

（3）本件復興特別法人税更正処分について

前記（1）のとおり本件各法人税更正処分は適法であり、これを前提に計算すると、本件復興特別法人税更正処分と同額になるから（弁論の全趣旨）、本件復興特別法人税更正処分は、適法である。

（4）本件復興特別法人税賦課決定処分について

前記（2）のとおり、原告について国税通則法68条1項に該当する行為があったと認められることから、これを前提に計算すると、本件復興特別法人税賦課決定処分と同額になるから（弁論の全趣旨）、本件復興特別法人税賦課決定処分は、適法である。

（5）本件各消費税等更正処分について

前記4（2）、5（1）に認定説示したところによれば、本件各支出に係る消費税相当額を本件各課税期間における課税仕入れに係る消費税額であるとして消費税法30条1項に基づく消費税額の控除に含めて計算することはできず、これを前提に計算すると、本件各消費税等更正処分と同額になるから（弁論の全趣旨）、本件各消費税等更正処分は、適法である。

（6）本件各消費税等賦課決定処分について

前記（5）のとおり本件各消費税等更正処分は適法であり、これを前提に計算すると、本件各消費税等賦課決定処分と同額になるから（弁論の全趣旨）、本件各消費税等賦課決定処分は、適法である。

（7）本件青色申告承認取消処分について

前記6（2）に認定説示したとおり、原告について法人税法127条1項3号に該当する行為があったと認められることから、本件青色申告承認取消処分は、適法である。

8 結論

よって、本件各処分の違法を理由とする原告の請求は、いずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 高島 義行

裁判官 大嶺 崇

裁判官 塚本 友樹

別紙「関係法令等の定め」

1 法人税法

(1) 22条1項

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

(2) 22条3項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、以下のアないしウの額とする旨を規定する。

ア 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これに準ずる原価の額（同項1号）

イ 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額（同項2号）

ウ 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの（同項3号）

(2) 127条1項柱書及び同項3号

当該承認を受けた内国法人につき「その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由がある」場合には、当該事業年度まで遡ってその承認を取り消すことができる。

2 消費税法（平成24年法律第68号による改正前のもの。以下同じ。）

(1) 30条1項

事業者が国内において行う課税仕入れについては、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日の属する課税期間の同法45条1項2号に掲げる課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除する旨を規定する。

(2) 30条7項

消費税法30条1項が定める仕入税額控除につき、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿（同条8項）及び請求書等（同条9項）を保存しない場合には適用しない。

3 国税通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）

(1) 68条1項

過少申告加算税（同法65条1項）の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、過少申告加算税に代えて重加算税を課する。

(2) 102条1項

裁決は、関係行政庁を拘束する。

以上

原告株式会社Aに係る処分の経過（法人税）

(単位：円)

区分 項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
青色申告の承認	年月日		平成27年5月27日	平成27年7月24日	平成27年10月20日	平成27年11月16日	平成28年10月17日
	処分状況		平成25年3月期以後の取消処分	処分の取消し	棄却	処分の取消し	棄却
平成25年3月期	年月日	平成25年5月31日	平成27年5月27日	平成27年7月24日	平成27年10月20日	平成27年11月16日	平成28年10月17日
	所得金額	2,166,119	28,196,041	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却
	納付すべき税額	278,600	6,303,600				
	重加算税の額		2,100,000				
年月日	平成26年5月30日	平成27年5月27日	平成27年7月24日				
平成26年3月期	所得金額	△222,921,791	△196,249,103	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却
	納付すべき税額	△103,546	△103,546				
	翌期へ繰り越す欠損金額	222,921,791	0				
	年月日	平成25年5月31日	平成27年5月27日				

注1：「所得金額」欄の△印は、欠損金額を示す。

注2：「納付すべき税額」欄の△印は、所得税額等の還付金額を示す。

原告株式会社Aに係る処分の経過（復興特別法人税）

(単位：円)

区分 項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
平成25年3月課税事業年度	年月日	平成25年5月31日	平成27年5月27日	平成27年7月24日	平成27年10月20日	平成27年11月16日	平成28年10月17日
	基準法人税額	324,900	6,349,980	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却
	課税標準法人税額	324,000	6,349,000				
	納付すべき税額	32,200	634,700				
	重加算税の額		210,000				
年月日	平成25年5月31日	平成27年5月27日	平成27年7月24日				

原告株式会社Aに係る処分の経過（消費税及び地方消費税）

(単位：円)

項目		区分		異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
		確定申告	更正処分等				
平成 25 年 3 月 課 税 期 間	年月日	平成25年5月31日	平成27年5月27日	平成27年7月24日	平成27年10月20日	平成27年11月16日	平成28年10月17日
	課税標準額	2,158,426,000	2,158,426,000	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却
	控除対象仕入税額	82,111,054	81,069,150				
	納付すべき消費税額	4,225,900	5,267,800				
	納付すべき地方消費税額	1,056,400	1,316,900				
	重加算税の額		455,000				
年月日	平成26年5月30日	平成27年5月27日	平成27年7月24日				
平成 26 年 3 月 課 税 期 間	課税標準額	2,641,627,000	2,641,627,000	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却
	控除対象仕入税額	108,495,210	107,333,304				
	納付すべき消費税額	△2,830,130	△1,668,224				
	納付すべき地方消費税額	△707,532	△417,056				
	重加算税の額		507,500				

注：「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄の△印は、還付金額を示す。